

## 平成31年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成31年4月26日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎市民ホール1階 1-1・2会議室
3. 出席委員 11名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 竹 内 正 敏  
3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
5番 江 藤 国 子  
6番 式 田 信 一  
8番 佐 藤 孝 雄  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 9番 佐 藤 一 富
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程
  - (1) 出席確認
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議 事
    - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
    - ② 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について
    - ③ 農地法の許可を要しない農地転用の届出について
    - ④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
    - ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ⑦ 非農地証明の発行について
    - ⑧ 空き家に付随した農地の指定の審議
    - ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
    - ⑩ その他
  - (4) その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 秦正次郎、局長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成31年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号2番 竹内 正敏委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。  
なお、委員会 会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくをお願いします。

**■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」  
(議案第1～2号 2件)**

議長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議長

この議案1号・2号について、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思えます。

**日程 第2 「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」  
(議案第3号 1件)**

議長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、議案朗読説明。

議 長

この議案3号につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思いません。

■日程 第3 「農地法の許可を要しない農地転用の届出について」

(議案第4号 1件)

議 長

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、議案朗読説明。

議 長

この議案4号におきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思いません。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5～6号 2件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

事務局より補足説明があればお願いします。

事 務 局

補足は、ありません。

議 長

それでは、議案5号について、質疑を受けたいと思いません。

質問はありませんか。

(ありません。)

この5号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この議案5号の案件は承認致します。

続きまして、議案6号ですが、事務局より補足説明があればお願いします。

事 務 局

説明します。受人ですが、熊本から挾間町小野の方に家を買って移住してくるという事を聞いておきまして、3月の総会でも農地の3条申請でいくつか出ております。挾間町小野から庄内町阿蘇野まではかなり距離があると思いませんが、営農意欲は十分

あるという事で伺っております。

議 長

それでは、議案5号について、質疑を受けたいと思います。  
質問はありませんか。

(推進委員 小野 恵美子 委員挙手有り)

推進委員 小野 恵美子 委員

この方は、挾間町小野に家を購入してリフォームするという話を聞いていただけ、あちこちと農地を購入しているので、どうなのかなと思ったのですが。

事 務 局

やる気というか、新規就農的に熊本から挾間町の方に来て、リフォームまでして農業をしたいと聞いていますので、農地を他の案件に使う様な事はないと思います。  
耕作目的の農地で申請していますので、開発目的等ではないと思っています。

推進委員 小野 恵美子 委員

わかりました。

議 長

小野委員さんよろしいですか。

推進委員 小野 恵美子 委員

はい。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

この6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、この6号案件は承認致します。

## ■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案7～8号 2件)

議 長

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案7号ですが、議席番号3番 高田 英委員より説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

太陽光発電施設で、これはメガソーラーと呼ばれているかなり大きな太陽光発電施設で

す。

私の地元で詳しい説明をしますので、ちょっと長くなると思うのですが、宜しくお願いします。

字図・位置図の資料4ページです。先程の議案番号の訂正があった部分ですが、4ページの資料で、場所は湯布院町の川北という所で、高速湯布院インターチェンジの近くにある東急別荘地帯、資料4ページの左側の方が別荘地帯です。その右側に谷が1つあると思いますが、この谷を由布岳寄りに超えた所で、昔、Uさんという方が畜産をやっていたという事で、湯布院の方では、通称U牧場と呼ばれている所の跡地になります。畑がある所は地図の赤い所なので、赤い所の左上側がU牧場があった場所です。

用途としましては、先程言った大型の太陽光発電施設で、全体の計画面積としては32,104㎡、そのうち農地は一筆なのですが、8,411㎡と聞いております。

湯布院町の大字川北という所は、荒木、石武、光永区の3自治区で構成されています。この中の荒木区に太陽光発電施設が設置されるという事になります。しかし、雨水排水は東急の右側にある福万川の上流になるのですが、それに流れて荒木区を通らず、下流には旅館・寺・農地などがあって石武区・光永区の方へ流れる。つまり設置箇所は荒木区なのですが、実際排水が流れて行くのは、石武・光永区という事になります。

過去の梅雨・台風などの大雨の時には、この福万川の下流の方で長因寺というお寺があるのですが、そこの裏側の方に流れてくる所で、幾度もあと数センチで氾濫する所まで、水量が上がって地域の方が非常に怖い思いをしている所です。地元の消防団も大雨が降ると、この辺は警戒している箇所であります。

この場所での計画は、平成27年頃だと思うのですが、はっきりわからないのですが、地元の石武・光永区での説明会では、少しでも水量が増える事はして欲しくない、会社自体がペーパーカンパニーである事業者が20年後責任をもってこの太陽光パネルを回収してくれるのかどうか、という意見で反対者が多くて、設置事業者が説明会の度に4回も変わって今回の会社が出てきているという状況であります。

元々設置場所である荒木区については、排水が流れる石武・光永区が賛成しなければ、同意の判は押さないと断っております。石武・光永区は、平成28年から由布市に対しまして区長名で、設置反対の要望書を業者が変わる都度提出してきました。

今回、この申請に関わる合同会社は、佐伯の会社なのですが合同会社Yとネーミングを付けており、石武・光永区の説明会が今年の2月1日にあり、私も出席しました。出席が55名あり、そのうち賛成が0、反対が41。この中に初めて参加された方もおまして、今日の説明だけではよく分からないという方が14名という事でした。

その説明会で、設置場所である荒木区は、すでに同意の判を押したと説明がありました。過去の経緯を知っている出席者の方が、非常に驚いて一時会議を中断し荒木の方に確認したところ、どうも事実だったという事です。荒木区が判を押したという事です。この件は後で詳しく説明します。

市の再生可能エネルギー条例の担当課は建設課がやっているわけですが、同意の判がある以上、事務を進めていくという事で、今回、農業委員会に農地の部分を転用の案件として挙げてきた様な状況です。

先日、私もここにおられる農業委員会事務局の職員の方と現地の確認に行って来ました。資料の6ページの図なのですが白黒印刷で非常にわかりにくいので、農業委員さんだけA3のカラー版の追加資料を付けております。

その図からいって左側の方が福万川、農地を含まない計画施設が丁度中央位になります。その一番下の方に、ちょっと見にくいのですが四角い調整池という所があると思います。右側の方に農地が含まれた部分の太陽光パネルがあって、そこにも調整地というのがあるかと思えます。そこに、地元説明会ではここを素掘りして浸透式の調整池を作ると、つまり大雨が降ったら自然にそこから流れて行く様な物を作ると説明を受けました。

その図面の中に農地のある右側の太陽光パネルのところに、調整地へ続く細い水路が1

本あると思うのですが、それは素掘りで事業者さんが掘るという事です。それとその横に白くなったU牧場まで行く所の道が1本入っていると思います。これは、やまなみハイウェイからずっと上がって来た、ちょっと林道に似ていますが、多分牧場を整備する為に出来た舗装された里道だという事で、建設課に確認しております。幅員としたら、2.5mから3mはあると思います。その横にもう一個ちょっと大きな川みたいなものが図にあります。これは実際ございません。これはインチキです。その横がちょっと等高線が分かる方が見ると分かると思うのですが、谷が一個あります。青い細い線が下の方にいっていますが、ここが谷になります。この谷の行先は何処かといったら下流で福万川に合流しています。

結局、石武・光永区の方に行っている事になっています。そういう様な状況で、私が思うのは現在の地球温暖化の影響なのかわかりませんが、バケツをひっくり返した様な大雨だとか経験した事のない様な大雨だとか降る時代に、浸透式の調整池というのが機能するのか非常に疑問です。

それと、傾斜地に浸透式というのを作るわけですから、当然下の地盤が弱くなって調整池そのものが壊れるのではないかという疑問が、私はいたします。それと、右側の太陽光パネル農地のある側の調整池はですね、里道との距離が5m程しかなくて、もし溢れ出した時には、その里道をつたって下の道路の方に出るという事も十分考えられます。そういう状況で、荒木は判を押したけども隣接地である、石武・光永は反対している状況です。

市の条例の中に、5000㎡以上は自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例があるのですが、ここの担当課が、地元が判を押した以上事務を進めて行くという状況だと私は聞いています。あとは、農業委員会事務局から説明頂ければという風に思っています。

この件については、特に慎重なる協議とご判断をお願いしたいと思っております。

議 長

事務局より補足説明をお願いします。

事 務 局

建設課の再生可能エネルギー条例の方の処理状況について、事務局である建設課の担当に確認したところ、今月中頃に条例の審議会の方にかかったという事を聞いております。

そこで、懸念として、除草剤の使用の懸念、風水害の懸念、パネルの撤去の確実性の懸念、流末に位置する石武・光永自治区への対応、土地所有者の連帯責任という5点の意見が出されたと聞いております。

現在事務局の方でその意見を市長の方へ答申するので、答申案を作成中とのことです。

議 長

はい、ありがとうございます。

この件につきまして、皆様方よりご意見があればお受けしたいと思います。

質問事項があればお願いします。

皆さん、ご意見はありませんか。

なかなか難しい問題です。場所自体が太陽光にしなければ畑といっても昔は山だったんですが、申請者のお父さんが蚕を飼うということで山を切り開いて整地して桑の木を植えておりました。そして農地にしたのですが、その蚕もいつのまにかやめてしまって荒れた山になっておりました。

そういう所に平成25年～26年頃から太陽光の話が出ておまして、現在に至っております。今、高田委員さんが説明した通り地元が判を押しているのだが、下流域の石武・光永地区のほとんどが反対しておまして、なかなか難しい案件だと思って、この農業委員会も簡単に「いいですよ。」とはなかなか判断しにくいかなと思っています。

皆さん、何か意見があれば参考にしたいと思いますけど。

1番 坂本 成一 委員

やっぱり下流域の人が大変迷惑が掛かるという事で、農業委員会としてもこういう迷惑の掛かる事に賛同する事は出来ないのではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

もし自分の所の近所でそういう事があった場合、それで農業委員会が賛成したら農業委員会の人皆さんが、ちょっと疑われると思うのですよ。やっぱり迷惑を掛けない様な、農地は農地として有効利用してもらいたいという事を考えた方がいいのではないかと。

この前の審議会に私も行きましたけど、溜桝は素掘りで浸透式にする、そして素掘りの部分はコンクリでU字工型にコンクリを10センチ打つ様にはしているのですが、いずれこれは埋まってしまうであろうと。それでこの水の処理はおそらくこの溜桝じゃ間に合わないでしょうと。

おそらく先々では、石武・光永地区に迷惑が掛かる様な事があるのではないかと、それでかなり厳しい要望を業者に出しています。だから、この農地をどうするかという事に今、議案を出しているのですけど。

3番 高田 英 委員

もう正直言って、現況は山林なんですね、畑になっていますけど。地目は畑です。

全体的に傾斜地なので、前回農振解除の時出た、本当の田んぼの所に浸透式の太陽光パネルを設置するのは、全然違うなと私は思っています。

(推進委員 大津 雄司 委員挙手有り)

議 長

大津委員さんどうぞ。

推進委員 大津 雄司 委員

現状としては、非農地になりそうな状況もあったりするのですか。

議 長

太陽光の事が無かったら非農地になり易いですよね、周りの山が全部自分のところの山です。

推進委員 大津 雄司 委員

農地として段階的に非農地になって、結局は外れてしまう状況を危惧して、結果的にそうなる、審議する場所というのもこれだけじゃ農業委員だけじゃ多分厳しいと思うので、守っていくためにはあれかなと。

農地としては、残って欲しいなと思うのですけど。結構一等地みたいな、2種農地に思えますが。

3番 高田 英 委員

現況でも厳しい。

議 長

皆さん、私の考えなのですが、今いろいろな意見が出ました。それでまた、私も坂本委員さんと一緒に22日に行われた審議会に審議会委員として出席しました。そんな事をふまえて市長に答申しているので、その許可が出るまでこの案件、来月また話合いたいので、今回は保留という事で、どうでしょうか皆さん。宜しいでしょうか。

農 業 委 員

はい。

議 長

はい、そういう事で保留させてください。そして、市長の答申が出たうえで、また来月の総会で相談したいと思いますので、宜しくお願いします。

続きまして、議案8号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

議案番号8番、貸人から申請があった分です。4月に入ってから私の所に持って来られました。

内容は、先程説明があった通り太陽光の発電施設を設置したいという事です。農地区分は2種農地で農振も除外されております。隣地の同意も得られています。会社の方は、鹿児島県にあります。

賃貸で、20年後に元の形にして戻すという条件の様です。私が説明を受けた時は、資料7ページの赤で囲まれた部分に太陽光のパネルを設置していくという事のようにです。

そんなに急傾斜地ではありませんし、大水とかそういう物によって被害が生じるという事もない様で、特に問題点としてはなさそうでありますので、一応私の方で、サインさせて頂きました。

ご審議の方、宜しくお願い致します。

議 長

それでは、今、式田委員さんから詳しい説明がありましたけど、皆さんの方で説明があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

9ページの図面なのですが、ちょっとあまり簡易すぎてわからないのですが、下はどういう状況で処理しているのですか。普通の田んぼ・畑の所に太陽光パネルだけを設置するのですか。どうなっていますか。

事 務 局

現地確認に行ったのですが、表土をはいで設置するという事です。

3番 高田 英 委員

表土をはいで、土のままという事ですね。

事 務 局

はい、そうです。

議 長

他に意見はありませんか。



(推進委員 竹林 千尋委員より挙手有り)

議 長  
はい、竹林委員どうぞ。

推進委員 竹林 千尋 委員  
20年後に戻すとおっしゃっていたのですが、それは、表土を戻して畑の状態、使える様に戻すという話なのですか。

事 務 局  
そうです。

推進委員 竹林 千尋 委員  
わかりました。

議 長  
他にご意見はないですか。  
(ありません)  
ご意見が無い様なので、決を採りたいと思います。  
意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この8号案件につきましては 許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案9～11号 3件)

議 長  
日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長  
それでは、議案9号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員  
議案9号につきましては、前任の方の分で私は関知しておりません。  
10号議案の渡人、話を聞きましてどういう風になるのですかと話を聞きましたら、受人の娘婿という事で、こちらに帰ってくるのでその時に住宅を建てたいと、周囲の同意は全て受けておりますという事で、承認致しました。という事でございます。

議 長  
はい、ありがとうございます。  
9号の案件につきまして、事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

9号の案件についてですが、渡人の農地なのですが、資料の11ページを見ると申請地の横に道が今出来ている最中です。また、下にも道が通っています。

道と道の間には挟まれた農地なのですが、その隣の農地は転用済みでもう住宅が実際に建っております、道と住宅の間に今回申請をして建てようかという事です。

受人は柿原出身で、こちら地元の方に家を建てたいという事で申請があがっていますので、別に問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案9号について質問があれば、皆さんからお受け致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

この資料について、ちょっとですね12ページに配置図があるのですが、構造物を建てる時は、出来れば立面図の入った資料を用意して頂きたい。何故か。これ何階建てですか？ずっと高い建物だったら、周りの田んぼに影響が出てこないかっていうのは私なんかは、こういう資料で判断するので付けてください。

事 務 局

はい、わかりました。あの事務局の方では一応立面図等全部頂いております。一応、2階建です。

議 長

他にご意見はないですか。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

字図の11ページなのですが、申請地の横に残地みたいな田んぼがあるのですが、住宅と住宅の間に挟まれるのだったら、ゆくゆくは非農地になりそうなので、農業委員がこんな事言うのもなんなのですが、いっその事これは転用した方がよいのではないかと思います。

3番 高田 英 委員

私自身、この平米数が広いのではないかと逆に思うのです。敷地に対しての建坪が狭くて、こんなに面積が広いのかなと逆に思っているのですけど。

事 務 局

現地を確認しましたが申請地の上と下の道に3、4mほど高低差があります。平地ではないです。高さがあるので、実際現地に行ったらあまり広くは感じません。

いずれは、非農地になるのかなとは思いますが。今回、受人が多分必要ないという判断で、この番地だけになったと思います。

申請地付近は水路とか色々入り混じった所で段差があります。そういった面でちょっと狭い所、私も確認出来てないけども隣の家との境界もありますので、こういう土地が残ったのかなと思うのですが。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この9号の案件につきまして、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件につきましては、許可相当と認めます。

続きまして、議案10号でございますが、先程式田委員から説明がありましたので、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(ありません。)

ご意見無いですか。

それでは、この10号の案件につきまして、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この10号案件につきましては、許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

説明します。受人の自宅の前の敷地になるのですが、資材置場及び駐車場用地としてタイヤを置いたりしたいと説明がありました。排水等もしっかりしていますし、隣地の同意も得たという事であります。審議をお願いします。

議 長

はい、今説明がありましたけど、質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

受人の方の職業って言いますと、事業されているのは何をされているのですか。

事 務 局

受人の方は、古国府で自動車修理及び整備の会社を運営しています。現在は、古国府の敷地で車輛置き等行っておりますが、自宅に隣接する形で資材置場、駐車場用地を整備する事で搬入・搬出に役立てたいということで今回申請されています。

3番 高田 英 委員

それは有限会社ではないですね？有限会社をやっているのなら、有限会社で申請するの

が普通かなと思うのですが。そうではないのですね。

4 番 大野 重利 委員

今回は個人の申請です。個人持ちの土地でしょう。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

無ければこの案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この11号案件につきまして、許可相当と認めます。

#### ■日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案12～13号 2件)

議 長

日程第7 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案12号・13号につきましては、農地法第2条1項の対象とならない土地と判断され問題はないと考えます。

議 長

それでは、議案12号の案件ですが、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、採決致します。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、議案12号 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案13号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

資料27ページの字図を見ると、所有者が違うのですが、登記変えはされているんですか。

事 務 局

所有者が亡くなっており、代理で娘さんが申請書を出されてきました。登記が変わ

っていない。

3番 高田 英 委員

代理で申請とか出来ないでしょ？登記人じゃないと。所有者じゃないと出来ないでしょ？亡くなっていたら、相続とかして登記を変えないと出来ない。

議 長

今、高田委員さんから指摘がありましたけど、亡くなっていて相続が出来ておりませんので、今回は保留にしておきます。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局

指摘があったのですが、治山ダム設置の関係で県からの要請により申請が来たものです。ですので、相続は出来てないので今言うように今日は承諾を得られないですけども、一応、県の方に相続の関係を進達致しまして、変わった時点で許可というのは・・・。

3番 高田 英 委員

相続人が誰かわからないのに、ここで通す訳にはいかないでしょ。

議 長

では、相続された後に改めて次の総会にかけるという事で、一応保留という形にしたいと思います。

議 長

今、局長からも申されました様に、この案件につきましては、非農地証明を発行しなくて保留という事にしております。また、宜しくをお願いします。

## ■日程 第8 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案14号 1件)

議 長

日程第8 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第8 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長

それでは、この15号の案件につきまして、質問があればお願い致します。

8番 佐藤 孝雄 委員

この申請は誰から申請が出たのか？

事 務 局

本人から申請が出ています。

議 長

他にご意見はありませんか。

(ありません。)

この案件、指定していいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 空き家の付随農地として指定します。

## ■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案15～28号 14件)

議 長

日程第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、14件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明

議 長

議案15号から24号の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案15号から24号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この15号から24号の案件 一括して承認致します。

続きまして、議案25号からは、新規の案件ですのでご質問があればお願いします。

推進委員 後藤 洋一郎 委員

基本構想水準到達者とはなんですか。

議 長

事務局、説明の方お願いします。

事 務 局

担い手の種類がありまして、一つは認定農業者、それから認定新規就農者・新規就農者・基本構想水準到達者と4種類あるのですが、基本構想水準到達者は由布市が定めている基本構想があります。その中に主な経営内容の水準をうたっております。それを認定農業者ではなくて、その水準に到達している人は担い手としてみなすという形になっております。そういう意味で基準をクリアしている人という事でございます。

推進委員 後藤 洋一郎 委員

ありがとうございました。

推進委員 安部 義浩 委員

今年の4月から始まったのですか。

事 務 局

ちょっと前からありますが、私が業務の中で1年間の土地の利用権・権利移動の調査をしており、その中で一筆一筆、先程言いました農振に入っているか入っていないか、

担い手であるか・ないかとかいうのも全部一筆一筆調べないといけない。今までは議案に明記していなかったの、私がペーパーで何種類も捲ってやっていたのですが、それだと時間が掛かるという事で、今回からこういう形で担い手について明記する様にしました。

議 長  
安部委員さん、よろしいですか。

推進委員 安部 義浩 委員  
いいです。

議 長  
他にご意見・ご質問はないでしょうか。

(3番 高田 英 委員挙手有り)

議 長  
高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員  
基本構想水準到達者は何かメリットはあるのですか。ただ、到達しているだけの話ですか。

事務局  
メリットがあるかと言えば無いのですが、農政課の業務の中に農地の集積の面積を年1回、県に報告しないといけない。その時に担い手別に報告しないといけないので、先程言った認定農業者でどれだけ集積しましたよ、新規就農者でどれだけ集積しましたよ、最後に水準到達者でどれだけ集積しましたよ。と、年1回報告ものがあります。その為にもこういう感じで議案を作っておくと、最後まとめやすいと。

議 長  
はい、それではご質問いろいろ出ましたけど、議案25号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この25号の案件、承認致します。

続きまして、議案26号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案26号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この26号の案件 承認致します。

続きまして、議案27号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案27号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この27号の案件 承認致します。

続きまして、議案28号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案28号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この28号の案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。